令和4年4月25日

孫 樹斌 様

上記の件で、補正命令をお送りしますので、検討していただき、 ご回答を書面でご提出ください。

提出される書面には事件番号,作成日付,氏名を記載し,押印してください。

また本件の訴訟救助申立事件の事件番号は、令和4年(日第1013 号事件となりましたのでお知らせします。

なお、被告大宇宙ジャパン株式会社に対する請求については、労働 事件であるため、本件から分離のうえ、労働事件を専門に扱う部(労 働部)が担当することになりました。大宇宙ジャパン株式会社に対す る請求に関するご連絡は、労働部からいたしますので、労働部からの 連絡を少しお待ちください。被告大宇宙ジャパン株式会社に対する請 求のほうの訴訟救助の申立事件の事件番号は、令和4年(日第1197 号事件となります。

東京地方裁判所民事31部甲口2係

決 定

本件から被告大宇宙ジャパン株式会社に対する弁論を分離する。

令和4年4月21日

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 増 子 由



これは謄本である。 令和 4 年4 月 25 日 東京地方裁判所民事第31部 数判所書記官 長 田 章 恵



令和4年(ワ)第8108号 原 告 孫樹斌

被 告 国、東京都

補正命令

頭書事件(被告国及び被告東京都に関する請求部分。被告大宇宙ジャパン株式会社に関する請求部分を含まない)について,原告は,本命令送達の日から2週間以内に,下記の事項を補正せよ。

記

- 1 訴状記載の主位の請求のうち、(1)日本国(東京地方裁判所)に対する 請求部分について
 - (1) 「ア 原審の決定を取り消す」とある部分につき、
 - ① ここでいう原審を、裁判所名、裁判年月日、主文の内容等を 明確にして特定せよ。
 - ② このような取消を求める権利がいかなる法律に基づくもの なのか、特定して、上記の訴訟物を明確にせよ。
 - (2) 「イ 地方裁判所は、地方裁判官の不作為をさせない措置を講ぜよ。原告に対し、書面で謝罪する」とある部分につき、
 - ① ここでいう地方裁判官の不作為をさせない措置とは具体的に何か、特定せよ。また、このような措置を求めることができる 法律上の根拠を明示し、訴訟物を特定せよ。
 - ② 原告に対し、書面で謝罪するというのは、何について謝罪するのか、特定せよ。また、このような謝罪を求めることができる法律上の根拠を明示し、訴訟物を特定せよ。
- 2 訴状記載の予備の請求のうち、(1)日本国に対する請求部分と(2)東京 都に関する請求部分について、これらは予備の請求とされるが、いず

れも、上記1の主位の請求が認められない場合の予備的請求という理 解でよいか。

その理解でよい場合、被告東京都は、予備的な被告となるが、このような主観的予備的併合は不適法な訴えとも思われるので、この点について補正せよ。

3 被告国及び被告東京都に対する各請求につき、訴訟物の価額を特定せよ。

仮に、算定が不能な場合は、訴訟物の価格を、被告国につき160万円、被告東京都につき160万円として特定せよ。

- 4 原告の申し立てた訴訟救助の申立て(令和4年(モ)第1013号) について、以下の点を補正せよ。
 - 1) 訴訟救助が認められるには、訴訟の準備及び追行に必要な費用を 支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる 者であること(以下「資力要件」という。)が必要となる。

原告は、資力について、現金は25万円くらいなどと述べるのみで、原告の収入、財産状態を所得証明や預貯金通帳等の資料をもって疎明していない。そこで、この点を補充し、上記資力要件を疎明せよ。

(2) 訴訟救助が認められるには、勝訴の見込みがないとはいえないこと(以下「勝訴見込要件」という。)が必要となる。

原告は、勝訴見込要件について、「悪意解雇なので未払賃金は3 20万円です」と述べるのみで、被告国及び被告東京都に対する請求について、勝訴見込要件があることを具体的に疎明していない。

特に、被告国については、裁判所の行った裁判の取消やそれに関する不作為をさせない措置を講じるなど、法律上の根拠が不明な主張が記載されていること、被告国に対する慰謝料の請求は上記裁判

の違法を理由とするものと思われるところ、裁判所の裁判が国家賠償法上違法となる場合は、違法又は不当な目的をもって裁判をしたなどの特別の事情が必要であるところ、そのような事情があるのか明らかでないことといった点を検討し、勝訴見込要件を疎明せよ。

また、被告東京都に対する請求との関係では、訴状5頁記載の「違法者の刑事告訴状を提出したが、すべて受理しなかった」とは、誰に対する刑事告訴状なのか、「逮捕などを脅かす」、「対面威嚇」といった行為の内容は具体的にどのようなものかを明らかにするなどして、勝訴見込要件を疎明せよ。

令和4年4月21日

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 增 子 由



これは謄本である。 令和 午 年 4 月25 日 東京地方裁判所民事第31部 裁判所審記官 長 田 章

